

青空と緑と産業の町



広報昭和

8月号

夏
が
来
た
。

2020

No.514

令和2年8月1日発行

町の鳥：ひばり 町の花：れんげ 町の木：おとめ椿

目次

防災訓練・防災情報	P2~3
各種お知らせ（「3活」商品券、各種給付金ほか）	P4~10
各種たより（教育昭和、環境経済通信ほか）	P11~20
暮らしの情報／スポーツ、俳句ほか	P21~23
みんなの広場（国勢調査、みんなの食育ほか）	P24

まちの動き 7月1日現在（前月比）

人 口	20,532 人 [725] (+ 8 [± 1])
男	10,308 人 [310] (+ 2 [± 0])
女	10,224 人 [415] (+ 6 [± 1])
世帯数	8,944 戸 [344] (+ 9 [± 0])

※内、[] は外国人数
※平成24年7月9日
から人口・世帯数は
外国人住民を含んだ数

家族が離ればなれにならないために 家族の集合場所や 連絡方法の確認を！

災害時は通信制限等の影響により電話がつながりづらくなります。こうした状況でも家族が離ればなれにならないために、家族の集合場所や連絡方法を普段から話し合っておきましょう。

NTTの災害伝言ダイヤル171やスマートフォンの防災アプリなどを利用することも有効です。

家族の集合場所を決めておく際は、地震や洪水など災害の種別ごとに決めておきましょう。(今月号の『防災コラム』にも掲載をしていますのでご確認ください)

避難所等へ安全に避難するために 近所や地域をよく知っておく！

ご自宅が地震により損傷や倒壊をしてしまったり、大雨による洪水で浸水してしまった場合など、ご自宅での生活が困難な状況では、避難所へ避難しなくてはならないこともあります。

避難経路については、ブロック塀の倒壊、河川の氾濫など、災害の種別により安全に通れる道も違ってきます。ご自宅のまわりにどのような危険が潜んでいるのか、日頃からよく確認をしておきましょう。

パソコンやスマートフォン、タブレットなどで 台風・豪雨時に備えて学ぶ『eラーニング』

近年、全国各地で大雨による被害が多発しています。今年もすでに大雨の季節が始まっていますが、災害は地震だけではなく、大雨による洪水などにも注意が必要です。気象庁では大雨の際、誰と、どのタイミングで、どこへ避難すれば良いのかを考え学ぶための教材として、"eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」"を公開しています。小学校高学年以上を想定し、自分の住んでいる場所の災害リスク、避難のタイミング等について5つの動画で分かりやすく解説しています。大雨の予報が発表されても慌てずに安全な場所に避難できるよう、学んでおきましょう。

eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-el/dounigeru.html>)

気象庁のホームページから検索する場合は、気象庁のホームページ内のメニューから **知識・解説** を選び、「災害から身を守る」の項目の中の ▶ eラーニング「大雨のときどう逃げる？」を選ぶことで見るができます。

※動画自体は無料で見るができますが、パソコンやスマートフォンなどの利用に係る経費は自己負担となります。

いざという時のために 非常持ち出し品や 備蓄品の確認を！

災害時や災害が差し迫った状態では、欲しい品物が手に入りにくい状況もありますので、日頃から少しずつ準備しておく必要があります。(広報5月号の『防災コラム』にも掲載をしましたのでご確認ください)

感染症対策用のグッズも忘れずに！

避難所では新型コロナウイルスだけではなく、ノロウイルスなど他の感染症も発生する可能性があります。

非常持ち出し品としてマスク、体温計、石鹸、消毒液、ビニール袋、スリッパなど感染症対策用のグッズも準備しておきましょう。

大きな地震に備えた 家具の配置や転倒防止対策を！

地震などの際は家具が落下や転倒、高速で移動してきたりと凶器になります。家具の配置を考えた、食器棚や本棚などは収納の仕方を工夫したり、固定をするなどしてご自身やご家族の身を守りましょう。(広報7月号の『防災コラム』にも掲載をしましたのでご確認ください)



今年の防災訓練は ご自宅で 行ってください



毎年8月の最終日曜日に実施している昭和町総合防災訓練ですが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地区における一般区民の避難・参集訓練は行わないこととしました。

本来であれば、訓練に参加することにより、区民と自主防災会との連携を図るなど、各自、各家庭、各地域の防災意識の高揚が期待される訓練ではありますが、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが未だ見えていない状況で区民が集まり訓練を実施することは、例え屋外で実施するとしても密を避けることが難しい状況であるということを考慮し、区民の避難・参集訓練については行わないこととしました。

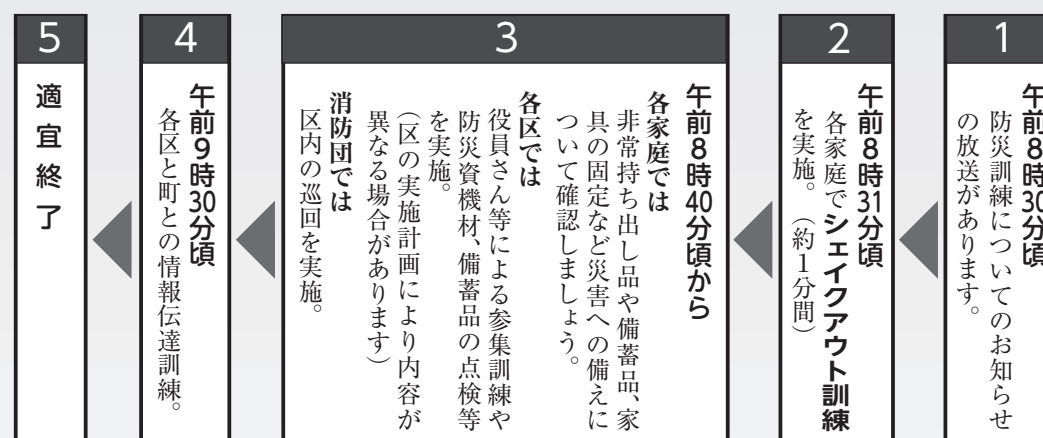
しかしながら、災害が時と場所を選ばず発生することを考えますと、訓練は行わなくても、各ご家庭での災害への備えは必要となります。

8月30日(日)、町では役場職員による防災訓練を実施します。各区については役員さんによる訓練や各区所有の防災資機材等の確認などをお願いしています。

町民の皆様におかれましても、各家庭において非常持ち出し品の確認や、備蓄品の点検、家具の固定など、家の中の安全点検や防災について再確認する日としていただければと思います。

問い合わせ 企画財政課 危機管理係 (☎275・8154)

～8月30日(日)訓練当日の流れ～



ご自宅でできる訓練 シェイクアウト訓練！

シェイクアウトは、地震の際の安全確保行動です。

①まず姿勢を低く、②頭を守り、③その場を動かない

という簡単な3つの行動で地震の揺れから身の安全を確保するものです。いざという時にとっさに動けるようにするためには、日頃からの訓練が大切です。

8月30日(日)午前8時30分に町の防災無線で防災訓練についてお知らせしますので、この放送を緊急地震速報の代わりとして、各ご家庭で1分間のシェイクアウト訓練を実施してみてください。



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

地震が起きたときは…

屋内にいる場合

姿勢を低くして、固定された机やテーブルの下に入り、頭を守りましょう。そして揺れが止まるまでじっとしていきましょう。頭を守るものがない場合は腕や荷物を使って頭を守りましょう！

屋外にいる場合

建物や木、電柱や電線から離れた場所で姿勢を低くし、頭を守り、揺れが止まるまでじっとしていきましょう。

交通事故事故ゼロ 2000 日を達成しました



昭和町は、令和2年6月12日（金）をもって交通事故事故ゼロ2000日を達成しました。6月18日（木）、昭和町役場において表彰式が行われ、その功績をたたえられ山梨県知事から町を代表して塩澤浩町長に表彰状が手渡されました。

本町は交通網が非常に発達した街であり、大型ショッピングセンターや工業団地などが立地するため、他地域からの車の交通量の増大により交通事故が発生しやすい状況にあります。

本町では平成26年12月21日に交通事故事故が発生して以来の記録であり、都市化の進む昭和町では大変価値のあることです。町には2名の専門交通指導員が在籍しており、日頃から保育園や小学校を訪問し「自転車教室・交通安全教室・保護者

向け旗振り講習会」を行っています。また、高齢者に対しても交通安全指導や、訪問指導を実施しております。地域では「交通安全協会」をはじめ「民生・児童委員」や「いきがいクラブ」、「学校の保護者」等が通学路に立ち、登下校時には率先して街頭指導を行ってきました。このように、地域の皆さまの地道な活動が大きな力となり、今回の結果に繋がりました。

固定資産評価審査委員会委員を選任しました

固定資産評価審査委員の清水 道雄氏（押越区）の任期満了に伴い、6月の定例議会において、河東中島区の保坂 武彦氏が新たに選任されました。任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となります。

固定資産評価審査委員会は、中立公平な立場で、固定資産税の価格に関する不服に対して審査決定を行います。

塩澤町長より選任書を受け取る
保坂 武彦氏（河東中島区）



問い合わせ 学校教育課（☎275・3737）

養護教諭免許等可。詳細についてはお問い合わせください。

その他

書類審査、面接

選考方法

学校教育課へ履歴書（写真付）を持参または送付

募集方法

地方公務員法第16条に該当する方は応募できません。

応募資格

令和3年3月31日（水）まで

採用期間

○スクール・サポートスタッフ

○小中学校学習指導員

募集職種（要資格）

○小中学校加配教員

○小中学校学習指導員

（パートタイム）を募集します。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業の影響を考慮し、町内の小中学校の児童生徒に、きめ細かな指導を行うため、TT授業や個別指導、授業の準備等を行う非常勤教職員（パートタイム）を募集します。

小中学校加配教員、学習指導員、サポートスタッフを募集

暮らしに活力! 地域を活性化! 取り戻そう活気!

昭和町“3活”商品券

昭和町では、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛や外出自粛により落ち込んでいる地域経済の活性化を促すため、「暮らしに活力! 地域を活性化! 取り戻そう活気!」をキーワードに、「昭和町“3活”商品券」として、町内の店舗で利用できる商品券を配布いたします。

なお、商品券の利用できる店舗については、商品券と一緒に一覧表を配布いたしますので、ご確認のうえご利用ください。



ショッピング券



グルメ券

対 象：令和2年7月1日時点で町内に住民票を有する個人

給 付 額：町民1人につき1万円分の商品券（グルメ券3,000円分、ショッピング券7,000円分）

※ショッピング券はグルメ券としても利用可能です。

使用期間：令和2年7月23日（木）から令和3年1月31日（日）まで

引換について

事前引換については、令和2年7月18日（土）・19日（日）に実施いたしました。引換日の2日間に引換できなかった方は、7月27日（月）～7月31日（金）の午前8時30分～午後5時15分まで役場総務課で引換することができます。また、7月31日（金）までに引き換えに來られなかった場合は、簡易書留郵便によりご自宅へ商品券をお送りします。その場合、1カ月以上お届けに期間を要する場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ】

商品券の引換に関すること … 総 務 課（☎275-8153）

事業の内容に関すること …… 環境経済課（☎275-8355）

町ホームページ <http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/info.php?id=4033>



特別定額給付金の申請はお済ですか？ ～申請期限は8月24日（月）まで～



昭和町では、4月27日時点の世帯員が記載された申請書を、5月下旬に世帯主宛に郵送しています。期限後の申請は認められませんので、まだ申請されていない方は、期限までに申請書を提出してください。

給 付 額：給付対象者1人につき10万円

申請方法：町より、申請書を世帯主宛に郵送しています。世帯主は、申請書に振込口座を記載し、次の確認書類を申請書の裏面に貼り付け、返信用封筒により町に返送してください。

確認書類：①本人確認書類（運転免許証の写し、健康保険証の写し等のうち1点）
②振込先金融機関の口座確認書類（通帳の表紙をめくって口座情報が記載された見開き全体の写し、または、キャッシュカードの写し等のうち1点）

申請期限：8月24日（月）まで（郵送の場合は、8月24日消印有効です）
※オンライン申請は8月11日（火）までです。

問い合わせ 総務課（☎275-8153）

※振込の状況や給付対象者等の問い合わせには、電話でお答えすることはできません。通帳をご確認いただくか、本人確認書類（運転免許証等）を持参のうえ窓口にてお問い合わせください。

ひとり親世帯臨時特別給付金が国から支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ひとり親世帯等に対し、国から給付金が支給されます。

給付金の対象となる方

次の、①～③のいずれかに該当する方

- ① ひとり親世帯のうち、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② ひとり親世帯のうち、公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ ひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

※児童扶養手当を受けられていない方でも、支給要件に該当する場合、給付金の対象となる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

給付額

基本給付

1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方には、さらに1世帯あたり5万円追加支給。(ただし、申請手続きが必要となります)

支給手続き

基本給付

①の方は申請不要、②及び③の方は申請手続きが必要となります。

追加給付

申請手続きが必要となります。
※令和2年8月から受付を開始する「児童扶養手当現況届」を提出する際に、申請をしてください。受付期限は令和3年2月26日(金)までです。

支給予定

①に該当する方…令和2年8月下旬に、児童扶養手当の指定口座に振り込まれる予定です。
それ以外の方は、申請後改めてお知らせいたします。

◆ 問い合わせ

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター (☎ 0120-400-903)
(受付時間 平日 午前9時～午後6時)
- 昭和町役場福祉課 児童家庭係 (☎ 275-8784)
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

昭和町 児童扶養手当受給世帯等暮らし安心臨時給付金について

昭和町では、児童扶養手当受給世帯等の方に、国の給付金とは別に、すでに令和2年7月に「昭和町児童扶養手当受給世帯等暮らし安心臨時給付金(5万円)」を支給いたしました(個別通知しています)が、国の制度が創設されたことにより、児童扶養手当を受給していない方でも公的年金等の受給や家計の急変などの理由で国の給付金対象となる方は、町の給付金対象となる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ

福祉課 児童家庭係 (☎275-8784) 平日 午前8時30分～午後5時15分

地域生活支援拠点事業が始まりました

地域生活支援拠点事業とは、障がい者や障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、重度化や高齢化、また「親亡き後」を見据え、地域生活で生じる障がい者やその家族の緊急事態に対応するため、関係機関が連携し地域生活を支援する事業です。利用するにあたり、緊急時に必要となる情報をあらかじめ把握しておくため、事前登録が必要です。

緊急時とは…介護者や他の家族が急病等により介護が不可能となった場合です。

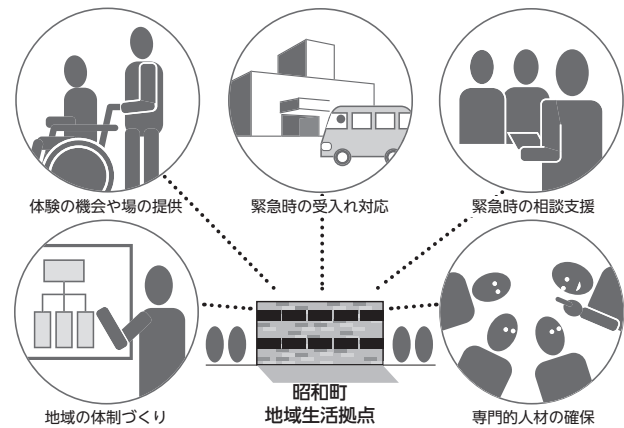
対象者

在宅で生活をしている障がいのある人

事業内容

ご本人やご家族の緊急事態に備え、もしもの時に対応いたします。

- ・緊急時の相談支援
- ・緊急時の受入れ対応
- ・サービスの体験の機会や場の提供
- ・専門的な人材の確保、育成
- ・地域の体制づくり



悩んだら、困ったら、認知症ケアパスあります!!

今や、認知症は誰もがなりうる可能性のある身近な病気です。最新の国の研究では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢者の5人に1人は認知症の症状が現れると言われており、今後ますます身近な病気になると考えられています。

『昭和町版 認知症ケアパス(第3版)』は、皆さんに認知症を理解していただくきっかけづくりや、ご自身やご家族が認知症になった時の不安軽減のため、認知症の進行状況に応じて、町でどのようなサービスや支援があるのか情報をまとめたものです。今回改定した第3版では、ご本人の大切にしているもの、家族に伝えたい思い、支援先一覧等を記せるページも用意しました。左記の窓口で配布しています。ぜひお手にとってご覧ください。

配布場所

- 総合会館 いきいき健康課(地域包括支援センター)、福祉課
- 役場本庁舎 企画財政課
- 昭和町社会福祉協議会
- ・昭和町ホームページ

<http://www.town.showa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=386>



こちらからもご覧いただけます



市街化調整区域内における開発行為について

市街化調整区域内における開発行為等に関して、「昭和町開発行為等の許可基準に関する条例」を平成30年7月より施行しております。これは、町独自の基準により、既存集落やその周辺で、特定の人に限らず、住宅等の建築を可能としたものですが、この度、条例の運用等の検証を行い、最低敷地面積を200㎡に変更いたしました。

この条例は、少子高齢化の進展などを起因とする地域の衰退についての懸念を解消するため、市街化調整区域内の既存集落地における宅地創出を行うことで、地域活力の維持に繋げていくものとなります。

対象区域

- ・建築物の敷地相互間の距離が原則として50m以内で、おおむね50以上の建築物が連たんしている区域
- ・区域内の上水道が適当に配置されている区域
- ・農業振興地域の農用地（青地）以外の区域等

予定建築物の用途

- （1）田園居住ゾーン 自己用住宅、店舗等併用住宅
- （2）沿道サービスゾーン （1）に加え延べ床面積3000㎡以下の店舗、飲食店、事務所

※詳細な区域、建築物の用途については、ご来庁のうえ、窓口で確認をお願いいたします。また、予定建築物の最低敷地は原則として200㎡となります。



相談窓口 都市整備課 都市整備係（☎275・8413）

障がいのあるお子さんのための特別児童扶養手当

心身に障がいのあるお子さんを養育する父親または母親や、父母に代わって養育する方に支給される手当です。

受給資格

体や精神に重度、または中程度以上の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している父母等

1級：身体障害者手帳「1級」「2級と療育手帳「A」及びこれらと同程度のお子さん

2級：身体障害者手帳「3級の一部」「4級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障がいを有するお子さん

手当の額

1級：障がい児1人につき 5万2500円（月額）

2級：障がい児1人につき 3万4970円（月額）

手当は、1年に3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に支給となります。

手続き

役場福祉課（町総合会館内）の窓口で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

注意事項

次の場合は、手当を受けられませんのでご注意ください。

- ・お子さんが施設に入所しているとき
- ・お子さんが障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき
- ・受給者もしくはその配偶者等の所得が一定の額以上であるとき

現況届について

受付期間 8月11日（火）～9月11日（金）
午前8時30分～午後5時15分
〔平日のみ〕

受付場所 役場福祉課（町総合会館内）

問い合わせ 福祉課 障害福祉係（☎275・8784）

現況届けについて

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月1日現在の家庭の状況を届出することになっています。届出をしないと受給資格があっても8月以降の手当を受けることができませんのでご注意ください。

セツトバック（敷地後退）による道路整備にご協力をお願いします

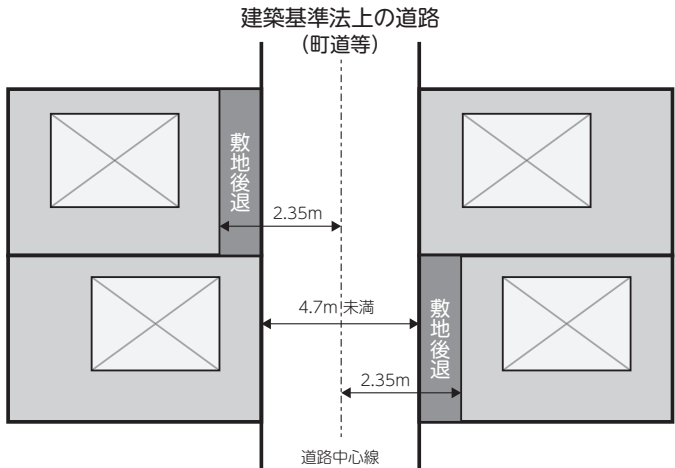
私たちの身近にある道路は、歩行者や自家用車が通行に利用する以外にも、救急車両の進入や消防活動の空間として重要な役割を果たしております。しかし、町内には幅員が狭い道路が数多くあり、日常生活の利便性や災害時の安全性などの面で多くの問題を抱えております。

- ◆
- ◆

これらの問題を解決するために、建築基準法では、**道路の幅員（幅）**が4m未満の狭い道路に接して建物を新築する場合、道路と敷地の境界線が道路の中心から2mになるまでセツトバック（敷地後退）しなければならいとされておりますが、昭和町においては、大型化しつつある自家用車の現状を踏まえ、中心から2・35mのセツトバック（敷地後退）の指導を独自にしております。

- ◆
- ◆

住みよい安全なまちづくりのためにも、セツトバック（敷地後退）について、ご理解とご協力をお願いいたします。



相談窓口 都市整備課 都市整備係（☎275・8413）

昭和町競争入札参加資格定期審査を実施します

昭和町の入札参加資格審査は、山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という）において共同処理していますが、次により、令和3・4年度分の資格審査を行いますので、資格の取得を希望される場合は、審査受付期間内に必ず申請してください。申請を行わず資格を取得できなかった場合は、1年後に予定する令和4年度分の資格審査（中間審査）まで資格を取得することができません。ご理解いただきますようお願いいたします。

定期審査実施内容公開：令和2年9月1日（火） ※組合ホームページに掲載します。
審査申請受付期間：令和2年10月5日（月）～11月13日（金）
審査対象職種：【建設工事】【測量・建設コンサルタント等業務】
【物品製造・役務提供等】

また、事前準備として、次により、定期審査にかかる事業者説明会を開催する予定です。開催案内（詳細）は、7月下旬に組合ホームページに掲載しますので、参加を希望される場合は、やまなしくらしねっと電子申請サービスからお申し込みください。

開催日：令和2年9月14日（月）・16日（水）・28日（月）
開催回数：6回（各日2回：午前の部・午後の部）
定員：各回 80人 ※定員になり次第受付終了となります。
会場：山梨県自治会館1階講堂（甲府市蓬沢1-15-35）
資料：令和2年9月1日（火）に組合ホームページに掲載しますので、参加者それぞれが印刷して持参してください。

組合ホームページ <https://www.ysc-yamanashi.or.jp/>
※インターネット環境をお持ちでない方は、組合までお問い合わせください。

問い合わせ 山梨県市町村総合事務組合 業務課
甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館2F（☎055-268-3446）

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、**中止となる場合があります**。
必ず事前にお問い合わせください。

相談日

- ▶**町長と語らいのとき**
 - お問い合わせください（総務課 ☎275-8153）
- ▶**消費生活無料相談**（※）
日時：8月14日（金）
午前10時～正午
場所：役場別棟2階 会議室（北）（企画財政課 ☎275-8154）
- ▶**行政相談**（※）
日時：8月19日（水）
午後1時～3時
場所：中央公民館2階 会議室（企画財政課 ☎275-8154）
- ▶**教育相談**（※）*正午～午後1時を除く
日時：祝日を除く火・水・木の午前9時～午後4時*
場所：中央公民館2階 相談室（町青少年育成カウンセラー ☎275-6951）
- ▶**心配ごと相談**
日時：8月12日（水）
午後1時30分～3時30分
場所：社会福祉協議会で案内
*あらかじめご連絡ください（昭和町社会福祉協議会 ☎275-0640）
- ▶**結婚相談**
 - お問い合わせください（昭和町結婚相談所 ☎275-1881）
- ▶**障がい者相談支援センター**
「穂のか」出張相談（※）
日時：8月14日（金）・28日（金）
午前9時～正午
場所：総合会館1階（福祉課 ☎275-8784）

※印の相談は事前連絡不要です
直接会場にお越しください

お知らせ

- ▶**ボカシつくり会**
日時：8月20日（木）
午後1時～
場所：総合会館裏（環境経済課 ☎275-8355）

ご意見

- ▶**町へのご意見箱（ひとりの声）**
ご意見など、町政についてお気付きのことをお寄せください
- ホームページ
<https://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/koe.php>
- 郵送**
〒409-3880 昭和町押越542-2 昭和町役場 総務課 宛



‘人と環境すっきりしょうわ’の活動を紹介します

「人と環境すっきりしょうわ（杉浦彊会長）」は、平成 17 年 2 月、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』が、2 年間の任期を終えたあとも、まちづくり活動を続けたい有志があつまり、平成 19 年 8 月設立したグループです。



できる人が、できるときに、できることを

メンバーは15人。昭和町を愛し、会の名のとおり、何事もすっきりと美しくしたい仲間が集まり、「助け合いの精神が人を幸せにする」という考えのもと、農業振興、ひとづくり、環境美化、地球温暖化防止活動、緑化推進などの活動を進めながら、人と人、人と、自然に在るものの助け合いを促進し、誰もが住み続けたい夢のあるまちをつくることを目的に活動をしています。

活動は気張らずに「できるひとが、できるときに、できることを」実践しています。主な活動は、
① 荒廃農地を守る活動
② 地球温暖化防止活動
③ バイオディーゼル燃料を普及する活動 ④ 河川等の環境美化活動、です。



毎年、第二上河東保育園の子ども達と一緒にさつまいもを植え、焼き芋大会を開いたり、常永小・西条小学校児童、第二上河東保育園らの園児と一緒に、酒米「山田錦」を育てたり、農業体験学習を通じて、子ども達の健全育成や昭和町ブランド開発にも取り組んでいます。

また、押原小児童と一緒に「緑のカーテン」づくりも行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、私たちも私たちができる感染防止策に取り組んでいます。予定していた活動も、中止や延期、規模縮小など考えていかなければならないものもありますが、引き続き「できるひとが、できるときに、できることを」やっています。

町民と行政の協働のまちづくり

会では、昭和町の農業振興や地球温暖化防止活動施策に協力し、町や町議会、区長会、教育委員会の後援による環境講演会や緑のカーテンを普及させる活動も積極的に進めています。恒例となりました環境を考える音楽会では、押原中学校吹奏楽部にも出演していただいています。



す。その他、昭和町ふるさとふれあい祭り（昨年は台風の影響で中止）に参加し、環境美化、地球温暖化防止活動の一環として、「手作りマイバッグ」コーナーや地球温暖化クイズなどの啓発活動も行っています。町主催のエコしょうわ（今年はコロナの影響で中止）にもボランティアとして参加して、町民と行政との協働のまちづくりを推進しています。

防災コラム 命を守る

第8回

災害に備える ④

災害時、電話はなかなかつながらない ～家族や友人など、大切な人と 集合場所や安否の確認方法を決めておく～

大規模な災害が起きた際は、電話がつながりづらい状況になります。これは災害が起きた際に、多くの人たちが一斉に電話をかけることに加え、災害の救援、復旧など、重要な通信を確保するために通信制限がかかることによるものです。

このような状況のなか、家族等が外出などで離れた場所においても合流できるように、家族等の集合場所や安否の確認方法などを決めておくことは重要です。

また、集合場所を決める際は、地震や大雨（洪水）など災害の種類ごとに決めておくことも必要です。

安否確認の方法は、NTTによる災害用伝言ダイヤル171やスマートフォンの防災アプリなど様々なものがあります。いざという時の連絡方法について家族等で話し合っておきましょう。

災害用伝言ダイヤル171

災害時に電話がつながりにくい状況でも安否を確認する方法として災害用伝言ダイヤル171というものがあります。

これは被災地の方の安否を確認するための伝言板のような機能です。

基本的には災害が発生した際に利用ができるものですが、体験利用ができる日がありますので、災害時に備え、利用方法を事前に確認してみてください。

公衆電話を使う

大規模な災害時、一般電話からの電話は一部通信が制限されますが、災害の救援や復旧のためにこの制限を受けない（災害時）優先電話というものがあります。

公衆電話は（災害時）優先電話と同様の扱いとなっているため、災害時には比較的つながりやすくなっています。

災害時は特に、多くの人たちが利用できるように要件をしばらく、通話時間を短く済ませるような配慮も忘れないようにしましょう。

※お子さんが公衆電話の使い方が分からない場合は教えてあげてください。

災害時用公衆電話

災害時用公衆電話とは、災害時の避難施設等での早期通信手段確保や帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できるものです。（停電時でも利用できます）

これは災害時、避難所や各区の公会堂などに設置されるため、通常は使用できません。

※発信専用の電話です。

災害用伝言ダイヤル171 体験利用提供日

- 毎月1日、15日
- 正月三が日（1月1日～3日）
- 防災週間（8月30日～9月5日）
- 防災とボランティア週間（1月15日～21日）

171 をダイヤルする

伝言を 録音する 場合	伝言を 再生する 場合
1 または 3 暗証番号つき XXXX 暗証番号を設定（4桁）	2 または 4 暗証番号つき XXXX 暗証番号を設定（4桁）
被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル 0XX XXX XXXX	

音声ガイダンスに従い操作



暗証番号を設定することで他人に聞かれたくない内容やプライバシーを保護することもできます。

暗証番号や設定する電話番号は家族等で話し合っておきましょう。